oneonone 利用規約

制定日：2026年9月2日 ／ 改定日：2026年9月3日

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、oneonone（以下「当サービス」といいます。）が提供する事業支援サービス「oneonone」の利用条件を定めるものです。クライアントは、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第1条｜oneononeについて

oneononeは、クライアントの事業における課題、目標、商品・サービス、価格、利益、集客、リピート、ブランド、Web、制作その他の事項について、クライアントと共に考え、整理し、提案し、必要に応じて制作・実行支援を行う伴走型の事業支援サービスです。

oneononeは、クライアントに代わって事業を経営・運営するものではなく、クライアントの「右腕」として事業の成長および改善を支援します。事業に関する最終的な判断および実行は、クライアント自身が行うものとします。

第2条｜サービス内容

本サービスでは、事業相談、課題整理、事業戦略・改善策の提案、商品・サービス設計、価格・利益設計、集客・リピート施策、ブランド・Web等の企画、制作物の企画・制作、行動・進捗への伴走支援その他双方で合意した事業支援を、契約プランおよびクライアントの状況に応じて提供します。

第3条｜月額プラン

STANDARDは月額29,800円（税込）とし、毎月20,000SCを付与します。LINE相談および公式LINEの通話機能を利用した短時間のLINE通話相談を利用できます。LINE通話相談は1日約10分を目安とします。

ZEROは月額12,800円（税込）とし、毎月3,000SCを付与します。LINE相談を利用できます。LINE通話相談は原則として利用できません。

ZEROは、相談頻度が少ない期間等に、oneononeとの継続的な関係および内部情報の蓄積を維持する目的でも利用できます。

第4条｜月額料金に含まれる支援

月額料金には、契約プランに応じたLINE相談、LINE通話相談、事業に関する検討・整理・提案、進捗確認、行動支援、インサイトベースの構築・更新その他oneononeが月額サービスとして定める支援が含まれます。

制作・実務、オンライン相談予約、面談予約その他SC対象として定めるサービスについては、別途SCを使用します。

第5条｜契約開始

新規契約時、クライアントは、申込日から開始する方法または翌月1日から開始する方法のいずれかを選択できます。

申込日から開始する場合、日割り計算は行わず、当月分の月額料金全額が発生し、当月分SCを全額付与します。

翌月1日から開始する場合、契約開始前に資料・情報・数字等の準備を依頼することがあります。ただし、契約開始前の分析、回答、提案、制作その他の正式なサービス提供は行いません。

第6条｜契約期間および自動更新

月額契約の通常の契約期間は毎月1日から末日までとし、本規約に定める解約または終了がない限り、1ヶ月単位で自動更新されます。

第7条｜プラン変更

STANDARDとZEROのプラン変更は、毎月20日までに申し出ることにより翌月1日から適用します。20日を過ぎた申し出は、原則として翌々月1日から適用します。日割り計算は行いません。変更前に保有していたSCは、それぞれの有効期限まで利用できます。

第8条｜料金および支払方法

本規約に記載する料金は、別段の表示がない限り税込です。月額料金の支払いは、銀行振込の場合は毎月1日まで、クレジットカードの場合は毎月1日に自動決済とします。

追加SCは必要な都度購入でき、銀行振込またはクレジットカードにより支払うものとします。

毎月5日までに支払いが確認できない場合、oneononeは6日からLINE相談、LINE通話相談、オンライン相談、面談、制作その他すべてのサービス提供を停止します。ただし、支払いまたは契約に関する連絡はこの限りではありません。

当月25日までに支払いが確認できない場合、oneononeは26日付で契約を解除することができます。契約が解除された場合でも、それまでに発生した未払い料金の支払義務は消滅せず、oneononeは当該料金を請求できます。

第9条｜SC

SC（サービスクレジット）は、oneononeが指定するサービスに利用できる本サービス専用のクレジットです。

追加SCは10,000円（税込）＝10,000SCを基本とし、10,000SC単位で購入できます。

月額プランにより付与されたSCおよび追加購入したSCの有効期限は、原則として付与または購入した月の翌月末日までとします。

SCの返金、換金、譲渡、売買その他現金または金銭的価値への交換はできません。ただし、oneonone側の都合により本サービスを終了し、クライアントに帰責事由がない場合の未使用SCの取扱いは、第31条によります。

第10条｜SC対象サービス

SCは、Webサイト等の制作、デザイン制作、資料・販促物等の制作、その他の実制作・実務、オンライン相談予約、面談予約、訪問支援、管理・代行業務その他oneononeがSC対象として提示するサービスに使用します。

オンライン相談および面談については、相談内容そのものではなく、oneononeがクライアント専用の時間を確保することに対してSCを使用するものとします。

第11条｜SCの提示および承認

SC対象業務を開始する場合、原則としてoneononeから必要SCを事前に提示し、クライアントの承認後、必要SCを確保したうえで業務を開始します。

クライアントの承認なく、oneononeの判断のみで追加SCを消費することはありません。当初承認された内容を超える作業が必要となった場合は、追加SCを提示し、クライアントの承認を得たうえで実施します。

第12条｜制作開始後のキャンセル

SCを承認し制作その他の業務を開始した後、クライアントの都合によりキャンセルまたは中止する場合、キャンセルの申し出があった時点をもって当該業務を納品完了扱いとします。

この場合、承認済みSCは消費され、返還しません。制作途中の成果物がある場合は、その時点の状態でクライアントへ提供することができます。

第13条｜オンライン相談・面談

オンライン相談および面談は予約制とします。基本SCは、オンライン相談30分3,000SC、面談30分5,000SCとします。

予約時点で必要SCを保有していない場合、クライアントは必要なSCを追加購入した後に予約を確定するものとします。

第14条｜予約変更・キャンセル

オンライン相談および面談の日時変更は、原則として1予約につき1回までとします。事前連絡のあるキャンセルについては、その事情等を踏まえoneononeが対応を判断します。

無断キャンセルの場合、予約分のSCを消費することがあります。oneonone側の事情による変更またはキャンセルの場合、SCは消費しません。

第15条｜LINE・LINE通話相談

LINE相談はSTANDARD・ZEROともに月額料金に含まれ、原則としてSCを使用しません。LINE相談は非同期の相談手段であり、即時返信または一定時間以内の返信を保証するものではありません。

LINE通話相談はSTANDARDで利用でき、公式LINEの通話機能を使用し、原則としてSCを使用しません。1日約10分を目安とした短時間の相談・確認を目的とし、オンライン相談や面談のように専用時間を予約・確保するものではありません。

第16条｜制作に必要な素材

制作に必要な文章、写真、画像、ロゴ、商品情報、価格、会社情報その他の素材は、原則としてクライアントが用意するものとします。

必要な素材や内容が分からない場合、oneononeはクライアントと一緒に整理し、必要な内容を提案します。文章、画像その他の素材自体をoneononeが制作する場合は、内容に応じて別途SCを提示することがあります。

第17条｜制作および完成

oneononeの制作は、すべてを任される「丸投げ型」を基本とせず、クライアントと確認・相談しながら進めます。

制作途中に必要な確認・修正を行い、最終的にクライアントが完成を承認した時点で納品完了とします。納品後のクライアント都合による変更、追加または修正については、新たなSC対象業務として取り扱います。

誤字、入力ミス、設定ミス、クライアントからの指示との相違その他oneonone側の誤りについては、原則として追加SCを使用せず速やかに訂正します。

第18条｜制作物の利用

oneononeがクライアントのために制作した成果物について、クライアントは自らの事業において自由に使用、編集、改変することができます。必要に応じて第三者へ編集、改変または制作の続きを依頼することもできます。不採用案または制作途中の成果物についても同様とします。

ただし、oneononeが従前から保有するノウハウ、テンプレート、業務手法、システム、フォーマットその他oneonone固有の資産についてまで譲渡するものではありません。第三者が権利を有する素材、ソフトウェア、フォント、サービス等については、それぞれの利用条件に従うものとします。

第19条｜クライアント提供素材

クライアントがoneononeへ提供する文章、画像、写真、ロゴ、動画その他の素材について、クライアントは本サービスで使用するために必要な権利または許諾を有しているものとします。

第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害する可能性があるとoneononeが判断した場合、当該素材の使用または当該依頼を断ることができます。

第20条｜クライアントの協力

本サービスは、oneononeとクライアントが共同して事業を進めることを前提とします。クライアントは、サービス提供に必要な情報、数字、資料、素材、確認、調査その他必要な協力を行うものとします。

クライアントから必要な情報等が提供されないことにより業務が進行できない場合、その期間についてoneononeの納期遅延とはみなしません。

第21条｜成果の非保証

oneononeは、クライアントの事業成果向上を目的として支援しますが、売上、利益、集客数、契約数その他特定の成果を保証するものではありません。

事業成果は、クライアントの判断・行動、商品・サービス、市場環境、競合、経済状況その他多数の要因によって変動します。最終的な事業上の判断および実行については、クライアントが責任を負うものとします。

第22条｜内部情報の蓄積・インサイトベース

oneononeは、継続的かつ適切な支援を行うため、クライアントから提供された情報、相談内容、事業背景、判断・方針、過去の施策その他サービス提供に必要な情報を内部で記録、整理および蓄積する場合があります。

oneononeでは、この情報基盤を内部的に「インサイトベース」として運用します。インサイトベースの構築および更新についてSCは使用しません。

インサイトベースは、原則としてoneonone内部でサービス提供のために使用するものであり、クライアントへのデータベースそのものの提供を目的とするものではありません。

第23条｜秘密情報

oneononeは、本サービスの提供に伴い知り得たクライアントの非公開情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者へ開示または提供しません。ただし、法令に基づく開示が必要な場合その他正当な理由がある場合を除きます。

第24条｜外部サービス・AI等の利用

oneononeは、サービス提供、情報管理、情報整理、分析、提案、制作補助その他業務上必要な目的で、クラウドサービス、AIサービスその他の外部サービスを利用する場合があります。

oneononeは、これらを利用する場合、クライアント情報の性質および必要性を踏まえ、適切な方法で取り扱うよう努めます。

第25条｜解約

クライアントが本サービスの解約を希望する場合、oneononeが指定する方法により解約を申し出るものとします。

解約日は、解約を申し出た月の翌月末日とします。例えば9月中に解約を申し出た場合、契約終了日は10月31日となります。

解約申請後も契約終了日までは契約が継続し、翌月分の月額料金が発生します。契約終了日までは通常どおり本サービスを利用できます。

第26条｜契約終了時のSC

契約終了日に、クライアントが保有するSCはすべて失効します。月額付与SC、追加購入SCを問わず、有効期限が契約終了日より後である場合についても同様とします。

失効したSCについて、返金、換金その他の補償は行いません。ただし、oneonone側の都合による終了については第31条を適用します。

第27条｜契約終了後の情報

契約終了後、oneononeはインサイトベースとして管理していた情報を、契約終了日の翌月25日まで一時的に保管します。この期間内に再契約した場合、保管されているインサイトベースを利用して支援を再開することができます。再契約について日割り計算は行いません。

保管期間終了後は、インサイトベースとして管理しているデータを削除し、復元を保証しません。ただし、法令、税務、会計、契約管理その他正当な理由により保存が必要な情報についてはこの限りではありません。

第28条｜長期間連絡が取れない場合

制作または支援に必要な確認を行っているにもかかわらず、クライアントと1ヶ月以上連絡が取れない場合、oneononeは契約終了に関する最終通知を行うことができます。

通知で指定した期限までに連絡がない場合、oneononeは契約を終了することができます。ただし、病気、事故その他やむを得ない事情があるとoneononeが判断した場合は、個別に対応することがあります。

第29条｜依頼の受諾

クライアントがSCを保有している場合であっても、oneononeはすべての依頼を受託する義務を負うものではありません。SC対象業務は、oneononeが対応可能と判断し、必要SCその他の条件を提示し、双方が合意した場合に実施します。

第30条｜禁止事項・契約解除

クライアントは、本サービスの利用にあたり、法令または公序良俗に反する行為、第三者の権利を侵害する行為、虚偽情報の提供、暴言・威圧・嫌がらせ、社会通念上著しく不合理な納期・対応等の強要、本サービスの運営を著しく妨害する行為、その他oneononeが信頼関係を維持することが困難と判断する行為を行ってはなりません。

重大な違反がある場合、oneononeは依頼を拒否し、または契約を終了することができます。

第31条｜oneonone側からのサービス終了

oneonone側の事業上その他の事情により、クライアントに帰責事由がないにもかかわらず通常のサービス提供を終了する場合、原則として1ヶ月前までに通知します。

この場合、契約終了時に利用できなくなる未使用SCについては、その取得時の支払状況等に応じてoneononeが算定した金額を返金します。

未払い、重大な規約違反、信頼関係の著しい破綻その他クライアント側の事情による契約解除については、前項の返金対象となりません。

第32条｜料金・サービス内容の変更

oneononeは、運営状況、サービス内容、社会情勢その他の事情に応じ、月額料金、付与SC、SC価格、必要SC、サービス内容その他の条件を変更することがあります。

既存クライアントに重要な変更を適用する場合、原則として事前に通知し、通知後の将来の契約期間から適用します。

第33条｜確認・承認および責任

クライアントは、oneononeから提供または納品された制作物、資料、提案、数値、設定その他の内容について、自ら確認したうえで、使用、公開または実行するものとします。

クライアントが当該内容を承認し、使用、公開または実行した時点で、その最終的な判断および事業上の責任はクライアントが負うものとします。

納品後、oneonone側の誤字、入力ミス、設定ミス、指示との相違その他の誤りが判明した場合、oneononeは追加SCを使用せず速やかに訂正します。

ただし、クライアントが確認・承認した内容を使用、公開または実行したことにより生じた売上・利益の減少、機会損失、再制作・再印刷費用その他の事業上の損害について、oneononeは法令上認められる範囲で責任を負わないものとします。

第34条｜規約の変更

oneononeは、必要に応じて本規約を変更することがあります。クライアントに重大な影響を与える変更については、事前に通知するものとします。

第35条｜協議

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、oneononeとクライアントは誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第36条｜準拠法・管轄

本規約は日本法を準拠法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合の合意管轄裁判所は、oneononeの事業所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2026年9月2日
改定日：2026年9月3日
oneonone